

筑波大学法科大学院
令和8年度入学者選抜 法学既修者コース筆記試験

《民事法 出題趣旨》

民法の【第1問】は、(1)では、遺産分割に基づく所有権移転登記をしていなかった場合に、遺産分割後に現れた第三者と遺産分割によって不動産所有権を得た者との優劣を検討することを求めている。(2)では、推定相続人につき相続欠格に当たることが判明した場合に、欠格者の債権者がした仮差押の効力がどうなるかを検討することを求めている。(3)では、土地工作物責任を占有者及び所有者に対して問うことができるか、事例に即して検討することを求めている。

民法の【第2問】は、条文の読み方が難しい債権総論の分野から、連帶債務と連帶保証債務という混同しやすい2つの債務を取り上げ、適切な条文を選択し、正確に理解し、適切にあてはめることができるかを確認する問題である。(1)から段階的に難易度を上げ、学習の習熟度を確認する。

民事訴訟法は、裁判上の自白の成立要件と効果を確認した上で、自白の対象が主要事実、間接事実、補助事実の場合における撤回の可否に関する基本的知識を問うものである。

《刑事法 出題趣旨》

刑法は、まず、脅迫的手段による借金の取立てにつき、恐喝罪の成否を問うものである。次に、インターネット上のわいせつ動画の拡散につき、わいせつ物頒布等罪及びその共犯の成否を問うものである。最後に、誤振込み金の着服につき、電子計算機使用詐欺罪の成否を問うものである。

刑事訴訟法は、公訴事実の同一性を出題した。公訴事実の同一性は、訴因変更（312条）の限界、二重起訴（338条3号）・不告不理違反（378条3号）・公訴時効進行停止効（254条）の範囲、一事不再理効（337条1号）に及ぶ範囲を画する機能を有する。その内容は、單一性と狭義の同一性を含むものである。法律概念の正確な理解をしていることについて、刑事訴訟法の習得度を問うものである。

《公法 出題趣旨》

社会保障分野における区別をめぐる事例であるという点では「堀木訴訟」と共通するが、同事件上告審判決（最大判 S57・7・7）では憲法第25条に照らした判断に重心が置かれているのに対し、本問における区別は憲法第14条後段列挙事由の一つである「性別」によるものである以上、本問解答に当たってはむしろ憲法第14条第1項に照らした検討を中心に据えるべきである。実務家を目指す者の試験である以上、実務を支配する最高裁判例への言及が不可欠となる。本問において具体的には、合理的理由のある区別は憲法第14条第1項が禁ずる「差別」に当たらないとした待命処分合憲判決（最大判 S39・5・27）、違憲審査基準の選択理由については国籍法違憲判決（最大判 H20・6・4）の判旨（立法事実の変化による当初合憲、現在違憲判断である点を含め）の再現及びそれに照らした検討が必須となる。